

地場産品基準について

ふるさと納税の返礼品の要件である、国から示された基準(平成31年4月1日付け総務省告示179号にて定められた地場産品基準)について、以下を参考に応募申請してください。

国に返礼品の認定を申請する際に応募申請書の内容を記載しますので、申請書にはできるだけ具体的に(金額や量等)、かつ詳細にご記入くださいますようお願いいたします。

なお、記載している内容は国からの通知により変わる場合があります。

1号

精華町内において生産されたもの

○精華町内で生産された農作物など、一次産品であることを想定しています。

⇒申請書には、生産物名とともに、精華町内の生産場所等(○○区など)について記載してください。

| ○:認められると考えられる例 | ×:認められないと考えられる例 |
|-----------------|---------------------------|
| 精華町内で生産された野菜や果物 | 精華町外で生産され、精華町内で販売された野菜や果物 |

2号

精華町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

⇒申請書には、精華町内で生産された物とそれ以外の物について、金額や量などで割合を算出し、町内で生産された物の付加価値が半分以上であることを記載してください。

| ○:認められると考えられる例 | ×:認められないと考えられる例 |
|---|--|
| 町内で生産された牛乳や果物を100%使用して、町外で製造されたジェラート | 製造に用いる牛乳のうち町内で生産された牛乳を約1割使用した、町外製造のアイスクリーム |
| 町内で生産された酒米を100%使用して、町外において醸造した地酒 | 町内で生産された醤油・ポン酢を使用した、町外で加工されたもつ鍋・水炊き |
| 町内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、町外の工場加工したリンゴジュース | スチール缶の原材料となる鉄を町内で製造し、そのスチール缶を使用したビール |
| 原材料の柑橘のうち9割以上に町内で生産された柑橘を使用したジュース | |

3号

精華町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号)において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり示されています。

- (参考)実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例
- ・輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作

- ・単なる切断
- ・選別
- ・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・改装
- ・仕分け
- ・製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・単なる混合
- ・単なる部分品の組立て及びセットにすること

⇒申請書には、精華町内で生産される工程、町外で生産される工程、及び各工程において全体に占める割合をそれぞれ記載し、町内での工程の付加価値割合が半分以上であることを記載してください。また、精華町内の生産場所(工場名、住所、電話番号)について記載してください(精華町外の生産場所についても、わかる範囲で記載してください)。

| ○:認められると考えられる例 | ×:認められないと考えられる例 |
|---|-----------------------------------|
| 町内の事業者が町外で生産された原材料を使用し、町内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの | 海外で生産し、町内事業者が検品を行っているラジオ |
| 町外で生産された豚肉を、町内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品 | 町内の茶商が監修しているが、町外で生産されているペットボトルのお茶 |
| 町外で生産された原材料を用いて、町内の醸造所において醸造した酒 | 町内事業者がパッケージしている町外で生産されたフルーツ |
| 町外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿細工や漆芸を町内において町内事業者が施した工芸品 | 町外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの |
| | 町外から調達したブロック肉を、町内で単なる切断・パック詰めした精肉 |
| | 町内での工程が、枝肉の切断である精肉 |

3号イ(熟成肉)

京都府内において生産された食肉を原材料として、精華町内において熟成したもの

| ○:認められると考えられる例 | ×:認められないと考えられる例 |
|----------------|-----------------------|
| | 輸入した海外産の牛肉を町内で熟成させたもの |

3号イ(精米)

京都府内において生産された玄米を原材料として、精華町内において精白したもの

| ○:認められると考えられる例 | ×:認められないと考えられる例 |
|----------------|--------------------------|
| | 京都府外で収穫した玄米を町内で精白したもの |
| | 京都府外で収穫した玄米を町内で無洗米加工したもの |

3号ロ(企画立案)

精華町内において製品の企画立案そのほかの当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が精華町内で生じている旨の証明がなされたもの

区域内で行われる主要な工程が、企画立案や商品設計、研究開発等、物品に実質的な変更を加える製造・加工以外のものである場合は、当該製品の製造業者により、当該製品の価値(価格)の過半が精華町内で生じている旨の証明が必要です。(様式は任意)

なお、同一の製品を3号基準により他の自治体の返礼品として申請はできません(一つの自治体の返礼品としてしか登録できません)。

4号

精華町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）

精華町から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではありません。

| ○：認められると考えられる例 | ×：認められないと考えられる例 |
|--|--|
| 精華町を含む複数の地方公共団体を管轄するJAに町内で生産された米を出荷して、当該JAが精華町外で生産された米とブレンドし、「〇〇米」として出荷されたもの | 町内で生産されたものと町外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム |
| 町内で生産後、複数の地方公共団体を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉 | |
| 町内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場だと畜するため、流通構造上、近隣の団体で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉 | |

5号

地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方公共団体の独自の返礼品等であることが明白なもの

返礼品自体が精華町の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に精華町のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、該当しません。

かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、精華町の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、町内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみでは該当しません。

⇒申請する返礼品の資料を添付してください。

| ○：認められると考えられる例 | ×：認められないと考えられる例 |
|-------------------------|---|
| 精華町のPRキャラクターのグッズ | かつて玩具の一大産地であったことから町内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では町内に工場がなく町外で製造する玩具 精華町で創業した事業者が町外で生産する即席麺 精華町の出身者であるパティシエが町外で製造する洋菓子 包装紙に精華町の名が記載されているだけのもの 町外で製造している電子機器類の待受け画面に、精華町の名やPRキャラクター等を表示させたもの アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと精華町がコラボレーションしたロゴを印字した町外で製造するアウトドアグッズ ゴルフによる町おこしの一環として、町外で製造されたゴルフ用品に精華町のキャッチコピーを印字したものの 町のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー |
| 精華町をPRするためのオリジナルのポストカード | |
| 精華町をホームとするスポーツチームの応援グッズ | |

6号

前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること

「当該返礼品に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主なもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断します。

⇒申請書には、精華町内で生産された物と、精華町外で生産された物及びそれぞれの価格を記載し、町内で生産された物の価格が全体(提供金額)の7割以上であることを記載してください。(精華町内で生産された物の価格は、提供金額から精華町外で生産された物の価格を差し引いて求めても可)

なお、町内の生産物がメインで、町外の実産物がそれに関連するものであることが必要です。

| ○:認められると考えられる例 | ×:認められないと考えられる例 |
|--|---|
| 町内で製造されたそば(2,000円)と、町外で製造されたそばつゆ(700円)のセット | 町内で製造された酒(2,000円)と、町外で生産されたタンブラー(5,000円)のセット |
| 町内で製造された曲げわっぱの弁当箱(3,000円)と、町外で製造された弁当収納袋(500円)のセット | 町内で製造されたタオル(3,000円)と、町外で生産されたビール(1,000円)とのセット |
| | 海外製のタブレット端末に町内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの |
| | 町内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの |
| | 町内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの |

7号

精華町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が精華町に相当程度関連性のあるもの

社会通念上、精華町外と同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであって、精華町内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものは該当しません。

町内において提供される役務と、町内を訪れるための航空券等の交通手段を組み合わせた返礼品等は、町内において提供される役務(宿泊、観光ツアー、レジャー体験等)が、返礼品等全体の主要な部分と認められる場合(役務の提供を受けるための通常の価格が交通手段の通常の価格を上回る場合)に限り、「その他これに準ずるもの」に該当すると認められます。

| ○:認められると考えられる例 | ×:認められないと考えられる例 |
|---|--|
| 町内で提供されるお墓の清掃サービスや見守りサービス | 町内にある全国的に展開している飲食店における飲食 |
| 精華町を訪れて、町内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポン | 町内にある全国的に展開している美容施設での施術 |
| 町内の事業者が車いす用に製作した着物を町外で提供(レンタル以外の工程はすべて町内で行っているもの) | 町内を訪れず利用することができる宅配クリーニング |
| 地域の特産品をPRするための町外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、町内で生産された野菜等をふんだんに使ったメニューを提供 | 精華町を訪れるための航空券等の交通手段のみを単体で提供 |
| | 町内でレストラン経営している事業者が町外で経営している店舗で使用可能な食事券 |
| | 町内で生産された野菜を扱う町外のレストランで使用できるグルメポイント |
| | 町内に教室を設ける講師が、町外の実聴者を対象にオンラインで実施する英会話等のレッスン |